

## 「証券決済制度改革推進会議」(第7回) 議事要旨

【開催日時】 平成18年1月24日(火)午後3時30分～5時

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. UNIDROITにおける検討状況について
  2. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループにおける検討状況について
  3. 株券電子化制度に係る政省令の検討状況について
  4. (株)証券保管振替機構における検討状況について
  5. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
  6. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
  7. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針(案)
  8. 「証券決済制度改革推進フォーラム2006」の開催について
  9. その他

### 【議事要旨】

#### 1. UNIDROITにおける検討状況について

神田座長より、UNIDROITの最近の検討状況について次のとおり報告が行われた。

(報告概要)

- ・ 証券決済分野については、一つには国際私法のルールについての条約がヘーグ条約として制定され、2003年12月に成立している。
- ・ 現在、日本としてはその条約を批准すべきかどうかを法制審議会の間接保有証券準拠法部会において審議しているところである。現在、具体的事例を使い、日本の現在の国際私法のルールではどういうことになるのか、また、ヘーグ条約のルールを適用すると具体的にどのような点が問題になるのかを審議しているところである。
- ・ それとは別に、UNIDROIT(私法統一国際協会)と呼ばれているローマに本部がある団体で、実質法(日本でいえば新会社法及びその特別法である社振法)について、各国法の最小限の調整(ハーモナイズ)をしようというプロジェクト

に取り組んでいる。すなわち、ハーグ条約の方は国際私法であるので、法律関係についてどこの国の法律を適用するかを決めるルールである。そこで適用される国の法律を実質法と呼ぶが、それが揃っていないと不自由ではないかということである。この実質法レベルでのルールを揃えることを議論しているのが UNIDROIT である。

- ・ 前回は報告したとおり、これまでの検討状況では、非公式のスタディグループが報告書を出し、その報告書に基づき理事会で正式の政府間の専門家会合が開催されることが決定された。昨年5月に第1回目の会合が開かれ、そこでは条約草案と呼んでいるものが示された。この条約草案については、外務省で研究会を開き、その審議に基づいて日本政府として対応していくことになっている。
- ・ 第2回目の政府間専門家会合は、本年3月6日から10日間弱の予定で開かれることが決まっている。外務省での実務家を交えた研究会の意見を踏まえて日本政府として臨むことになっている。現時点の主要な論点として大きく3点あると思われる。第1点は、大きな問題として、条約の形式を採るのが望ましいのか、むしろ、モデル・ローの方がよいのではないという問題である。第2点目は、細かな問題であるが、日本の制度との整合性を考えた場合、いろいろあるが大きな点として目立つのは、担保権設定の方法である。日本の社振法では質権者の口座簿に記帳を行うが、諸外国の中には何ら帳簿上の記録なしに、例えば口座管理機関、質権設定者とその質権者の三者の合意で質権設定が成立し、かつ第三者対抗要件を備えるということを認めている法制がある。典型的な国として米国が挙げられ、日本法とは考え方が相当違う。第3点目は、あまりない話だとは思われるが、いわゆる善意取得と呼ばれているもので、条約草案の考え方では、その取引について善意取得の要件として有償性を要求するという考え方になっている。日本の法制度は社振法に限らず証取法を含めて、少なくとも法の作り方としては善意取得は無償の場合にも適用される。そこが

条約草案の書き方だと日本の法制度とバランスが取れず、日本法との関係で気になるところである。他にも倒産法との関係など重要な論点は多数ある。日本としては、その辺りを頭出ししながら、とりあえず日本法との整合性ということから議論を始めたいと考えている。

- ・ 第2回目の会合から1年くらいを目途に第3回目を開くということになり、ある程度の取りまとめが可能になれば理事会にかけ、条約となれば外交会議に諮ることになるが、1、2年のうちには方向感が見えるであろうと思われる。

## 2. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループにおける検討状況について

事務局から、標記ワーキング・グループにおける検討状況について次のとおり報告を行った。

(報告概要)

- ・ 各業態における株券電子化制度への移行に係る検討状況については、特に東京株式懇話会において、これまで研究部の中でタスクフォースという形で検討してきたところである。昨年12月に研究部内に株券電子化委員会を設置し、これを定常的な組織として検討していく方針が出された。
- ・ 新制度移行に向けた周知・啓発の活動状況については、保振が昨年9月末に取りまとめた「株券等の電子化に係る制度要綱（中間取りまとめ）」等について、証券会社・金融機関を対象に全国10都市で説明会を行った。
- ・ 昨年、推進センターが金融機関等の協力を得て実施した「株券の保管状況に関する調査」及び保振が毎年実施している「保管振替制度の利用状況等に関する名義書換代理人へのアンケート調査」の結果を踏まえて、推進センターが作成した「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画（案）」について、以下の検討を行っている旨の報告を行った。

- 二つの調査結果によると、保振に預託されていない株券数（非預託株券）は 1,041 億株、そのうち証券会社保護預りで非預託のものが 285 億株、金融機関へ担保差入分が 93 億株であるので、投資家による独自保管分、いわゆるタンス株は差し引き 663 億株という計算になる。
- 「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画（案）」では、2009 年 1 月 1 日を一斉移行日と想定した場合、非預託の保護預り株券及び金融機関担保受入株券について、特例期間である 2 週間に保振預託可能な数は、特定口座への受入が集中した一昨年 11 月、12 月の実績から見て、実務的には 30 億株程度が最大範囲と考えられるので、その 12 倍にも及ぶ規模への対応策が必要になる。
- その対応策について、保振でも検討中であるので、2006 年頃にスキームが固まったところで、それを受けて積極的な周知・啓発活動をすると同時に証券会社においても預託受入スキームを作って前倒しで預託を考えていく必要がある。
- 市中にあるタンス株については、保振預託をさらに前倒して 2006 年早々から預託の促進を図ることとしたい。できれば 2007 年中くらいを法人・個人のタンス株の預託の目途とするというのが、移行ワーキングで検討を進めている計画の骨格である。
- また、周知・啓発活動の一環として、直接株主に株券電子化制度を説明することが一番効果的であることから、発行会社、株式懇話会、名義書換代理人等と一緒に発行会社から株主に送付される株主総会決議通知等にリーフレットなどを同封することを検討している。これにより、制度の理解が進むと同時に、個人等のタンス株の保振預託の促進が図られると考えている。

### 3. 株券電子化制度に係る政省令の検討状況について

(報告概要)

- ・ 金融庁担当官より、株式等振替法に係る政省令について、平成 17 年 6 月以降、現在までに、保振の株券電子化小委員会等で実務面の検討を進めている中で、法整備の方についても大体の方向を固めつつあるとして、その検討状況についての説明が行われた。
- ・ 法務省担当官より、法律施行自体はまだ先であるが、今通常国会で信託法の改正が予定されており、今後、金融庁と法務省との間で多岐にわたる作業の都合上、当面の政省令の公布がないこと及び、随時、保振を通じて、諸ワーキング・グループで挙げた意見を反映させながら改善しているところであり、改善案が固まり次第、ワーキング・グループで検討を行い、内容をブラッシュアップして行くので、諸意見を出して欲しい旨の話があった。

### 4. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構が以下の 2 点について現在の進行状況等の報告を行った。

(報告概要)

#### (1) 一般債の振替制度の稼働等について

- ・ 当社では、予定どおり本年 1 月 10 日から一般債の振替制度をスタートした。同制度への同意等の状況として、発行者からの同意は事業会社・財投機関が約 700 社、地方公共団体が約 800 社と合わせて約 1,500 社と公募債発行者のほとんどが同意した。また、実発行の予定は、今月（1 月）中に公募債 25 銘柄程度、私募債 250 銘柄程度が発行される予定である。
- ・ 今後の問題として、既発債の振替制度への移行において税制上の経過措置が平成 19 年末で切れるので、移行の前作業として今年 3 月までに、既発債の銘柄情報をシステム登録したい。現在、既発債は私募債も入れると数万銘柄が発行されており、当社としては 4～5 万銘柄程度で、残高 2 百数十兆円程度の規模を予想している。

- ・ 一般債に先立って稼動した短期社債の振替制度は当初の残高が増加せず心配をかけた。昨年3月末に手形CPに対する印紙税の優遇措置がなくなった以降、昨夏より電子CP化が加速し、最近取扱銘柄数約6,000銘柄、残高22兆円規模で推移している状況である。電子CPはほぼ定着したことから、一般債も制度への円滑な移行と早期の定着を目指したい。
- ・ 来年の1月から投資信託が電子化される予定である。

## (2) 株券電子化の進捗状況について

- ・ 「株券等の電子化に係る制度概要（中間取りまとめ）」は、今年の3月末に当社の取締役会で決議を行い、4月以降に公表する手順となるが、株券電子化移行予定日までに現時点では3年を切っている状況である。「制度要綱」の段階で公表するよりも、4,500万人とも5,000万人とも言われる投資家の方まで情報として周知を得る一助として、昨年9月までの小委員会での検討状況を、10月3日に「中間取りまとめ」として公表した次第である。この中間取りまとめを公表してから2ヶ月程度かけて推進センターと一緒に、銀行、証券会社、各業界団体の協力を得て、全国10都市、14回程講演を行った。そこでの質疑応答を振り返ると、全国津々浦々まで我々が行ってきたことが伝わっていないことを感じ、今後の周知・啓蒙活動の必要性を実感した。
- ・ 現時点での当社への預託率は、先程の資料では昨年3月の時点では71.2%となっているが、現時点では76%くらいで当時から5%ほど上昇している。商法上の不所持も約5%と言われていることから、8割は実質ペーパーレスになっているので、残り2割をどう評価するかが非常に難しい。預託は進んでいるとして満足するのか、もちろん一層の預託促進も重要だが、ある段階で売却意向のない投資家には特別口座へということも必要になってくる。全体の2割ということは、700億~800億株くらいがまだ市中にあるということである。先程、特例期間の2週間で30億株しか受け入れられないとの話があったが、保振としては、その2週間のために特別の体制を敷いたり、コストをかける予定はない旨、説明会で報告している。銀行の担保株券、証券会社の金庫に大量にある株券の処理も同様と考えている。新しい制度への円滑移行を考えて、本年3月の制度要綱の策定に向けてラストスパートに入った段階なので、関係各位の今後の協力をお願いする。

- ・ 制度要綱のポイントの概略を説明する。まず、総則で根本部分を記載している。取扱対象株式等になるが、その中に上場新株引受権とあるのは、新株引受権証書のこと、現在、保振では取扱っておらず日証決の窓口で現物が取扱われているものを含め、およそ上場物については保振ですべて取扱うことになる点。口座管理機関は、一般債と同様に株の世界でも複数の階層構造が始まるという点。
- ・ 手数料は、「今後検討する。」と1行しか書いていないが、当社に与えられている命題は大きく次の二つがある。
  - ① 現在、保管手数料を徴収しているが、電子化により金庫も不要になることでコストが減るのは明確であり、口座管理機関に対して保管手数料の負担を軽くするのが命題のひとつである。
  - ② 新たにデータセンターを作る仕事が発生するので、発行会社にも負担してもらう必要がある。現在、保振は発行会社から手数料を徴収していないため、発行会社としては新たなコスト要因となるので、低廉な料金で、良好なサービスを提供しないと負担はかけられないと考えている。コスト負担を頂くとすれば、保振の年間予算規模が200億円くらいなので新規事業で倍になることはない。内部試算でシステム費用は年間で数十億円程度で、株主数が4,000万~5,000万人いると仮定して株主一人当たり年間100円負担すれば40億円になるので、それ未満の年間数十円、月に一人当たり数円程度の負担になると思われる。手数料の考えかたや負担者等について、3月には考え方を提示したい。
- ・ 次に「振替株式」は、新しい法律で、振替機関が行う実務である。口座管理機関にとっての一番大きな変更点は、現在、全目的口座として取引所の決済から自己分、顧客分を一元管理している全目的管理口座が使えなくなり、自己口と顧客口とに分離しなさいということである。
- ・ 銀行において大きく変わる業務は、質権に取った株券は質権者の口座に振替株主の名前を書きなさいという実務である。これまで株券を確認しながら結んでいた契約書が、今度は質権者の口座に振替が行われて、管理部署が口座振替を確認して融資を実行するように変わるのが実務上の大きな変更点である。

- ・ 外国人保有制限銘柄は新しい法制度になるが、外国人に対し、総株主通知後、「保有できません」と言われても酷なことから、外国人保有状況で日々口座管理機関から振替機関が外国人の残高通知を受け、自動的に保振で計算して公表し発行会社へも通知する仕組みを考えている。

#### ○ 主な意見

- ・ 説明の中でデータセンターにかかる費用の負担は発行会社ということであったが、まだ合意しているわけではない。データセンターそのものは、流通の合理化につながり、それに対しメリットを享受するところもあろうかと思う。応分の負担になろうかと思うので、発行会社としては納得のできる負担は許容するが、この点はさらに検討を要する問題であることを提起する。

- ・ 特別口座に入ることは別に悪いことではなく、私見として特別口座に入っても、全く構わない。ポイントとして次の2点が挙げられる。

第一点として、先程、保振からの説明があったように、銀行が担保に取っている株券、これは特別口座に入ると担保価値を失う点。銀行は地銀等も含めて金融機関全体にその旨を周知・徹底して、例えば借換えをするような場合とか、何らかの機会を捉え保振預託の協力を促していただきたい。保振からの説明のように最後の2週間での駆け込み預託は無理だということを真剣に検討し、事前の株主の同意による預託の推進は非常に重要なことである。

第二点は、証券会社の保護預り分については、せっかく自分のところで預かっている口座の株式が信託銀行等の特別口座管理機関の方へ行ってしまうことになる。そこは証券会社自身の商売の機会の問題であるので、これも真剣に考えて対応する必要がある。

上記二点に関係する機関の方は、全力で預託の促進に邁進してほしい。

#### 5. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現況について、同社担当者が以下の三点の報告を行った。

## ○ 報告概要

### (1) ジェイコム株式に係る決済条件の改定について

昨年 12 月 8 日にジェイコム株式会社について誤発注が生じたことを受け、同株の決済は、当社業務方法書 82 条に基づき、株券の授受に代えて金銭の授受により行うよう決済条件を改定し、決済日である 12 月 13 日に決済を完了した。この決済条件の改定は、決済日である 13 日に同株式の受渡しが著しく困難な状況にあり、事態を放置した場合、相当数のフェイルが長期間にわたり継続することが予想されたため、我が国証券市場の機能・信頼性維持の観点で行ったものである。

また、決済条件の改定に伴う税務上の取扱いについては、個人株主が受け取った金銭は通常の上場株式の譲渡所得として取り扱われ、特定口座における取扱いも適用されることとなった。

### (2) 現物取引の清算手数料体系の改定について

当社では昨年末に清算手数料体系の改定に関し、以下のとおり要綱を決定した。

清算手数料は、当社が提供するサービスの利用度合いに応じて清算参加者に応益的に負担していただくことを原則としており、これまでは、債務引受額に応じた金額ベースの料金体系としてきた。これは清算参加者の享受する便益が、基本的に債務引受額の多寡に応じたものであるとの考え方によるものである。

昨今、当社の債務引受件数は過去最高を更新するなど急増しており、それに伴い、システム能力の増強やシステム処理のためのコストが急増している。一方、現行手数料体系では、システム関係コストの発生要因である債務引受件数が考慮されていないため、清算参加者間の公平かつ応益的な手数料負担が実現されているとは言い難い状況となっている。

そこで、清算参加者の負担の公平性を確保するため、システム関係コストの発生要因である債務引受件数に応じた件数ベースの料金体系を、現行の金額ベースの料金体系に併せて導入することとした。

また、各参加者の取引量に関係なく、システム管理や清算参加者としての資格維

持等に係る一定の運営コストが発生していることを踏まえると、定額的な手数料をすべての参加者に一律負担をお願いすることが、負担の公平性の観点から適当と考え、固定手数料を導入することとした。

改定時期は本年10月からとしている。また、体系改定に伴う清算参加者への影響を考慮し、経過期間を設け、新体系への完全移行は平成20年10月1日からとしている。

### (3) 清算システムの現状について

最後に、清算システムの現状であるが、当社では、東証と協議のうえ、1月21日、22日の週末を利用して現行清算システムの処理能力の増強対応を行った。また、来週1月30日、次期清算システムが稼働する予定である。次期清算システムの処理能力は、現行システムの増強後の水準であるが、できる限り早く、更なる能力増強を図っていきたい。

## 6. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について

### (報告概要)

昨年6月の前回のこの会議においてアップデートしたところだが、その後の検討状況を踏まえ、「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンについて一部内容の更新を行うこととした。(マイルストーンのPDF)

## 7. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針(案)

### (報告概要)

用語・表現方法の指針については従前と同じものであるが、今後は、周知・啓発あるいは一般投資家の喚起を促す際には、少し過激な表現も必要な時もあると考えているが、「電子化される」等可能な限り共通の表現を用いる指針が確認された。

## 8. 「証券決済制度改革推進フォーラム 2006」の開催について

センター主催により2年間継続されてきた標記フォーラムを本年度も第3回目として開催することから、事務局が開催概要を次のとおり説明した。

(報告概要)

- ・ 今回は、特に株券電子化に向けた実務の検討が進んでいることから、その点を一つの大きなテーマとして、神田座長をはじめとして日本経団連、金融庁、日本銀行、保振等関係者の協力を得て実施することとした。
- ・ 開催日は、2月15日、16日が東京、2月21日に大阪でも今回初めて開催する。

## 9. その他

事務局が以下の4点について報告を行った。

(報告概要)

- (1) 昨年4月に改定した「株券電子化Q & A」について、外資系証券会社から要望の出ている「英語版」を昨年9月に作成し、ホームページに掲載しているため、適宜利用されたい。
- (2) 証券決済制度改革の関連用語集をホームページに掲載したため、適宜利用されたい。
- (3) 全国税理士会連合会の機関紙に株券電子化制度についてのPR等をお願いして掲載した。今後もPR等に努めたいので、こういうPRの機会、アイデア等について、協力をお願いした。
- (4) 一般債の振替制度が開始されたことに伴うパンフレットを作成した。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。